

FP	3級	保険
----	----	----

2024年 5月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

3級 保険顧客

資産相談業務

実施日① ◆ 年 月 日
実施日② ◆ 年 月 日
実施日③ ◆ 年 月 日
試験時間 ◆ 60分

★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択択一式5題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月・5月試験は前年10月1日、9月試験はその年の4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。
9. 途中退出はできません。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（56歳）は、妻Bさん（52歳）および長女Cさん（19歳）との3人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X株式会社に入社し、現在に至るまで同社に勤務しており、65歳まで勤務する予定である。

Aさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度の老齢給付について知りたいと思っている。また、次の誕生日で20歳になる長女Cさんの国民年金の保険料の納付について、学生納付特例制度の利用を検討している。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（1967年10月18日生まれ、会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
20歳から大学生であった期間（30月）は国民年金に任意加入していない。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

20歳	22歳	65歳
国民年金 未加入期間 (30月)		厚生年金保険 被保険者期間 (510月)

(2) 妻Bさん（1971年3月10日生まれ、専業主婦）

- 公的年金加入歴：18歳からの14年間（168月）は、厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長女Cさん（2004年6月3日生まれ、大学生）

- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、〈Aさんとその家族に関する資料〉に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額（2023年度価額）を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) $795,000円 \times 450月 / 480月$
- 2) $795,000円 \times 480月 / 480月$
- 3) $795,000円 \times 510月 / 480月$

《問2》 Mさんは、Aさんおよび妻Bさんが受給することができる公的年金制度の老齢給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんおよび妻Bさんには、特別支給の老齢厚生年金は支給されず、原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります」
- 2) 「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の額には、配偶者の加給年金額が加算されます」
- 3) 「妻Bさんが65歳から老齢基礎年金を受給する場合、老齢基礎年金の額に振替加算額が加算されます」

《問3》 Mさんは、国民年金の学生納付特例制度（以下、「本制度」という）について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「本制度は、大学等の所定の学校に在籍する学生について、在学中の国民年金の保険料の納付が猶予される制度です。長女Cさんが本制度を利用するためには、（ ① ）の前年所得が一定額以下である必要があります。

本制度の適用を受けた期間に係る保険料は、（ ② ）年以内であれば、追納することができます。追納しない場合、本制度の適用を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の（ ③ ）されません」

- 1) ① 長女Cさん ② 5 ③ 受給資格期間に算入
- 2) ① 長女Cさん ② 10 ③ 年金額に反映
- 3) ① Aさん ② 10 ③ 受給資格期間に算入

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、専業主婦である妻Bさん（59歳）との2人暮らしである。Aさんは、来年、60歳の定年でX社を退職する予定である。

Aさんは、退職を間近に控え、現在加入している生命保険を見直して、医療保障や介護保障を充実させたいと考えている。また、退職後の健康保険（現在、Aさんは全国健康保険協会管掌健康保険に加入）についても理解を深めておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが現在加入している生命保険に関する資料〉

- ・ 保険の種類 : 定期保険特約付終身保険
- ・ 契約年月日 : 2009年4月1日
- ・ 月払保険料 : 24,000円（保険料払込期間：65歳満了）
- ・ 契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
- ・ 死亡保険金受取人 : 妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	300万円	終身
定期保険特約	2,400万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
入院特約	1日目から日額10,000円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※ 更新型の特約は、2019年4月1日に記載の保障金額で更新している。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、生命保険の見直しを検討するにあたって、現時点の必要保障額を試算することにした。下記の〈算式〉および〈条件〉に基づき、Aさんが現時点で死亡した場合の必要保障額として、次のうち最も適切なものはどれか。

〈算式〉

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の支出の総額－遺族の収入見込金額

〈条件〉

1. 現在の毎月の生活費は40万円であり、Aさん死亡後の妻Bさんの生活費は、現在の生活費の50%とする。
2. 現在の妻Bさんの平均余命は、30年とする。
3. Aさんの死亡整理資金（葬儀費用等）・緊急予備資金は、500万円とする。
4. 住宅ローン（団体信用生命保険に加入）の残高は、300万円とする。
5. 死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、2,400万円とする。
6. Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、4,300万円とする。
7. 現在加入している生命保険の死亡保険金額は考慮しないものとする。

- 1) 700万円
- 2) 1,000万円
- 3) 1,300万円

《問5》 Mさんは、生命保険の見直しについてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「終身保険や定期保険特約の保険金額を減額することで、保険料負担を軽減することができます。死亡保障は少なくなりますが、軽減した保険料分で医療保障や介護保障を目的とした保険に新規加入することも検討に値します」
- 2) 「契約転換制度を活用して定期保険特約付終身保険を転換し、医療保障や介護保障を準備する方法が考えられます。転換後契約の保険料は転換前契約の加入時の年齢により算出されますので、新規に加入するよりも保険料負担を抑えることができます」
- 3) 「定期保険特約付終身保険を払済終身保険に変更した場合、定期保険特約などの死亡保障を目的とした特約は消滅しますが、入院特約などの医療保障を目的とした特約は継続します」

《問6》 Mさんは、Aさんが60歳でX社を退職した場合の健康保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、退職日の翌日から65歳になるまでの間、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができます」
- 2) 「Aさんが国民健康保険に加入する場合、妻Bさんを国民健康保険の被扶養者とすれば、これまでどおり妻Bさんの保険料負担はありません」
- 3) 「Aさんが全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者となるためには、原則として、退職日の翌日から20日以内に任意継続被保険者の資格取得の申出をする必要があります」

《問8》 Mさんは、Aさんに提案した養老保険（福利厚生プラン）について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「福利厚生プランは、原則として、役員・従業員全員を被保険者とすることになりますので、制度導入後に入社した従業員について加入漏れがないようご注意ください」
- 2) 「当該養老保険の支払保険料は、その全額を福利厚生費として損金の額に算入することができます」
- 3) 「当該養老保険の保険期間中に被保険者である従業員が中途（生存）退職したときは、退職した従業員本人に保険会社から解約返戻金が退職金として直接支払われます」

《問9》 Mさんは、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「中退共は、中小企業の事業主が退職金を社外に積み立てる退職金準備の共済制度です。毎月の掛金は、原則として、被共済者（従業員）1人につき月額5,000円から（ ① ）円までの16種類のなかから任意に選択することができます。その全額を損金の額に算入することができます。また、中退共に新たに加入する事業主に対して、原則として、掛金月額の（ ② ）（従業員ごとに上限5,000円）を加入後4カ月目から（ ③ ）年間、国が助成する制度があります」

- 1) ① 20,000 ② 4分の1 ③ 1
- 2) ① 30,000 ② 2分の1 ③ 1
- 3) ① 80,000 ② 2分の1 ③ 2

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人家族である。Aさんは、住宅ローンを利用して2023年10月に新築マンションを取得し、同月中に入居した。また、Aさんは、生命保険の見直しを行った結果、2023年中に終身保険を解約し、解約返戻金を受け取っている。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

- ・ Aさん（38歳） : 会社員
- ・ 妻Bさん（40歳） : 2023年中に、パートタイマーとして給与収入80万円を得ている。
- ・ 長男Cさん（10歳） : 小学生。2023年中の収入はない。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 800万円

(2) 終身保険の解約返戻金

契約年月	: 2008年4月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: 妻Bさん
解約返戻金額	: 240万円
正味払込保険料	: 270万円

〈Aさんが利用した住宅ローンに関する資料〉

- ・ 借入年月 : 2023年10月
- ・ 2023年12月末の借入金残高 : 2,200万円

※ ※住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額として、次のうち最も適切なものはどれか。

〈給与所得控除額〉

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	
～ 180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180 ～ 360	収入金額×30%＋8万円
360 ～ 660	収入金額×20%＋44万円
660 ～ 850	収入金額×10%＋110万円
850 ～	195万円

- 1) 580万円
- 2) 610万円
- 3) 770万円

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「妻Bさんの給与収入の金額が48万円を超えていますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができません」
- 2) 「Aさんの合計所得金額は2,400万円以下ですので、Aさんが適用を受けることができる基礎控除の控除額は48万円となります」
- 3) 「長男Cさんは一般の控除対象扶養親族に該当するため、Aさんは、長男Cさんについて38万円の扶養控除の適用を受けることができます」

《問12》 住宅借入金等特別控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「Aさんの場合、2023年分の所得税における住宅借入金等特別控除の控除額は、『住宅ローンの年末残高×（ ① ）%』の算式により算出し、住宅借入金等特別控除の控除期間は、最長で（ ② ）年間となります。

Aさんが2023年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告を行う必要があります。確定申告書の提出期限は、原則として、2024年（ ③ ）です」

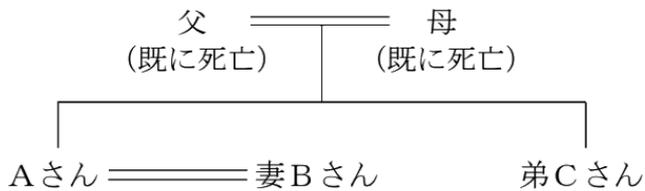
- 1) ① 0.7 ② 13 ③ 3月15日
- 2) ① 1.0 ② 13 ③ 3月31日
- 3) ① 1.0 ② 10 ③ 3月15日

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（72歳）は、妻Bさん（65歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻には、子がいない。Aさんは、自身の相続が開始した際には、妻Bさんに全財産を相続させたいと考えており、自筆証書遺言の作成を検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

- (1) 現預金：1億6,000万円
- (2) 自宅
 - ①敷地（300㎡）：5,000万円（注）
 - ②建物：1,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「自筆証書遺言は、原則として、遺言者が遺言書の全文を自書して作成しますが、自筆証書に添付する財産目録については、パソコン等で作成することも認められます」
- 2) 「自筆証書遺言を作成した場合、遺言者は、作成した遺言書をあらかじめ家庭裁判所に提出し、その有効性について確認を受けておく必要があります」
- 3) 「妻Bさんが遺言によりAさんの全財産を取得する場合、弟Cさんの遺留分を侵害することになるため、弟Cさんから遺留分侵害額請求を受ける可能性があります」

《問14》 仮に、Aさんの相続が現時点で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）が1億4,000万円であった場合の相続税の総額として、次のうち最も適切なものはどれか。

〈相続税の速算表（一部抜粋）〉

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

- 1) 2,800万円
- 2) 3,000万円
- 3) 3,200万円

《問15》 仮に、Aさんの相続が現時点で開始した場合の相続税に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Bさんの相続税の課税価格が、相続税の課税価格の合計額に対する妻Bさんの法定相続分相当額または（ ① ）のいずれか（ ② ）金額までであれば、原則として、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません。

相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ ③ ）以内に、被相続人であるAさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません」

- 1) ① 1億6,000万円 ② 多い ③ 10カ月
- 2) ① 1億6,000万円 ② 少ない ③ 1年
- 3) ① 1億2,000万円 ② 多い ③ 8カ月

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	1
問2	3
問3	2
第2問	
問4	2
問5	1
問6	3
第3問	
問7	1
問8	1
問9	2
第4問	
問10	2
問11	2
問12	1
第5問	
問13	1
問14	2
問15	1